



ガイドウェイバス志段味線

安全報告書 2018



平成30年(2018年)6月



名古屋ガイドウェイバス株式会社

1 安全報告書の公表にあたって

いつもゆとりーとラインをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ガイドウェイバス志段味線は、平成13年3月23日に大曽根～小幡緑地間6.5kmで営業を開始して以来、今年で17周年を迎えました。ガイドウェイバスは鉄道とバスの利点を組み合わせたシステムで、道路の中央分離帯上に設けた高架専用軌道を、車両の前後輪に取り付けた案内装置の誘導で走り、鉄道としての定時・高速走行を確保するとともに、さらに一般道路を同一車両で一般バスとして連続して走行できるデュアルモードで運行しています。デュアルモードを効率的に行うために、開業当初から運転実務をバス事業者に委託しており、弊社は運行計画及び運行管理を行っています。

平成29年度は4月にダイヤ改正を実施し、中志段味方面の夕方及び夜間の多客対応として上下4本増便する等お客さまの利便性の向上を図るなどして、1日約12,100人のお客さまにご利用いただきました。

また、開業後17年が経過し、更新が必要となった設備のうち、現金精算システムと駅監視システムの更新を行いました。

今後もさらなる利便性の向上に努め、ゆとりーとラインがお客さまにとって利便性の高い公共交通機関であることを積極的にPRし利用促進を図ってまいります。

交通事業者として、お客さまの安全をすべてに優先させることが最も基本的なサービスであり、お客さまの尊い命をお預かりしている意識を常に持ち、安全・安心を最優先として運行を続けてまいります。

この報告書は、軌道法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、ご理解をいただくために公表するものです。本報告書の内容や弊社の安全の取り組みについて、皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋ガイドウェイバス株式会社

代表取締役社長 田宮 正道

2 基本的な方針

(1) 安全方針、行動規範

当社は社長、役員、社員の一人一人がこの安全方針に基づき、安全輸送の確保に全力で取り組みます。

名古屋ガイドウェイバス株式会社 安全方針

私たちは、安全な輸送の確保が公共交通の最大の使命であることを認識し、お客様がいつでも安心してご利用いただけるよう、運転実務受託事業者等の関係者ともども一丸となって、安全・安心で快適な輸送の提供に努めます。

1. 安全最優先 すべての業務の遂行にあたり、安全の確保を最優先します。
2. 法令遵守 関係する法令・規程類をよく理解し、これを遵守します。
3. 情報共有 必要な情報を迅速かつ正確に報告し、共有化します。
4. 継続的改善 目的意識をもって業務を絶えず見直し改善して、安全の向上に努めます。

平成29年4月3日

名古屋ガイドウェイバス株式会社 代表取締役社長

田宮正道

また、日々の具体的な安全に関わる行動規範を以下のように定め周知、徹底しています。

行動規範

- ① 安全の確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類(以下「関係法令等」という。)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測によらず確認の励行に努め、疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱を行う。
- ⑤ 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとる。
- ⑥ 安全に係る情報は、迅速かつ正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図る。
- ⑦ 常に問題意識を持って行動し、業務の見直しが必要な場合は、積極的に対処する。

(2) 安全重点施策等

第6次輸送安全目標(29年度～31年度)

表－1

事故等の種類	目標件数
運転事故	ゼロ
輸送障害	ゼロ
災害	被害を最小限にくい止める
インシデント	ゼロ

(注) 事故等の種類は軌道法、省令等に定められた種類をさす。

運転事故： 車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等

輸送障害： 車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたもの

災害： 地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害

インシデント： 運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

〈平成29年度名古屋ガイドウェイバス株式会社安全重点施策〉

表-2

取組事項	取組項目	具体的内容
運輸安全マネジメントの推進	マネジメント体制の強化	係長級によるマネジメント推進体制の構築
基本動作及び法令等の順守の徹底	基本動作の徹底を図る取り組みの深度化	事故防止強化旬間の設定(7月、10月) 常会メンバーによる添乗チェック (事故防止強化旬間、年末年始安全総点検等)
	法令、規程、マニュアル類の理解と遵守の徹底	乗務員を対象とする集合教育訓練を年2回開催し、規程、マニュアル類及びその変更点を周知
異常時対応能力の向上・保守体制の強化	異常時に係る規程類の再整備	各種規程類の再整備及び常会で変更点を周知
	運転指令員の指令力強化及び駅員の対応力強化	異常時対応及び機器・システムの取り扱いに関する研修及び訓練の充実
採用・教育の充実	新入社員の採用、教育の充実	採用時に役員が面接して、安全への姿勢を確認 職種を問わず、全新入社員が運転免許学科教育にオブザーバー参加
	リーダー教育の充実	係長、主任級を外部セミナー、研修に積極的に派遣
	教育の効果検証・改善	研修及び訓練終了後に、アンケートや反省会を行い、効果を検証して、次回に活用
現場管理の充実	現場コミュニケーションの円滑化	朝礼の活性化、親身になった指導、積極的な声かけ 職場ミーティングの開催 トップと現場の意見交換会の開催
	日常管理の充実	大森営業所において早朝点呼立会を毎月実施
行動・作業の安全確保	ヒヤリハット情報の収集と活用	大森営業所などと連携し、ヒヤリハット情報の収集方法を確立
	安全意識の高揚	事故防止強化旬間の設定(7月、10月)
内部監査の充実	内部監査体制の充実	内部監査員の増員、研修の受講
	監査内容の充実	監査手法や有効性を確認する項目の設定
設備・システムの更新	駅監視システム等の更新	4月に契約、来年度完成にむけて施工

施策として毎年、年度末に当該年度の安全を振り返り、次年度の月間毎の重点安全目標を定めて実施しています。平成29年度は表-3のとおりです。

表-3

月別	目 標	実 施 事 項
4	※ 春の全国交通安全運動 4月6日(水)～4月15日(金) ・基本動作の徹底 ・交通弱者保護の徹底 ・子供と高齢者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新入学児童、園児の交通安全、高齢者及び身体障害者の保護と運転マナーの向上 ○ 運転取扱いにおける基本動作の励行(着座確認の完全実施) ○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声掛け)ドア挟撃事故の防止 ○ ラッシュ時間帯等、混雑時に於ける車内・車外、整理案内の励行及び不慣れなお客さまへの案内を徹底 ○ 遅延時等、駅進入速度及び車間距離を、指差呼称の徹底で安全確保
5	・軌道内、標識確認厳守の徹底 ・ドア開閉時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な指差呼称の徹底による安全運転 ○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声掛け)ドア挟撃事故の防止 ○ ラッシュ時間帯等、混雑時に於ける車内・車外、整理案内の励行及び不慣れなお客さまへの案内を徹底
6	※ サービス強調月間 ・雨期の接客サービス及び事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ありがとうございました。」の励行 ○ 車内温度に配慮し快適な乗り心地を提供 ○ 適正な音量調整と明確な指差呼称・車内案内の実施 ○ 健康管理の徹底「十分な睡眠、適度な運動」による安全運転の徹底
7	※ 夏の交通安全県民運動 7月11日(月)～7月20日(水) ※ 事故防止強化旬間 7月11日(月)～7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な指差呼称の実施で漫然運転の防止 ○ 健康管理の徹底「十分な睡眠、適度な運動」による安全運転の徹底 ○ 車内状況を把握した、的確な案内と正確な運転操作 ○ 軌道内、車間距離確認の徹底
8	・軌道内、標識確認厳守の徹底 ・エコドライブ運転の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声掛け)ドア挟撃事故の防止 ○ 指差呼称で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守 ○ 発車時刻の再確認(モニター表示の時刻確認、大曽根駅) ○ 不慣れなお客さまへの案内を徹底
9	※ 秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～9月30日(金) ・高齢者の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車内状況を把握した、的確な案内と、確実な指差呼称運転 ○ 乗降客の動向(高齢者)に注意し、案内放送等による注意喚起及び着席誘導の実施 ○ 適正な車間を保持した安全運転の実施
10	※ 事故防止強化旬間 10月11日(火)～10月20日(木) ・機能変換操作と発車合図の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指差呼称で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守 ○ 適正な音量調整と明確な車内案内の実施 ○ 発車時刻の再確認(モニター表示の時刻確認)
11	・軌道内、標識確認厳守の徹底 ・駅進入時の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な指差呼称の徹底による安全運転・運転マナーの向上 ○ 駅構内における待合客の動向に注意、安全確認の励行 ○ 指差呼称により、適正な車間を保持した安全運転の実施

12	<p>※ 年末の交通安全県民運動 12月1日(木)～12月10日(土)</p> <p>※ 年末年始安全総点検の実施 12月10日(土)～1月10日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の厳禁、運転マナーの向上 ○ 新型インフルエンザ防止対策の実施(うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底) (年末年始安全総点検の実施計画詳細は、別途通知) ○ 指差呼称の徹底で、漫然運転の防止
1	<p>※ サービス強調月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪、凍結時の事故防止 ・エコドライブ運転の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接客サービスの向上「感謝の気持ち・謙虚な態度・笑顔の対応」の徹底 ○ 新型インフルエンザ防止対策の実施(うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底) ○ 軌道内路面状況の把握、指差呼称の徹底、安全速度の厳守
2	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪・凍結時の事故防止 ・車内事故の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホーム・乗降口・床面凍結による乗客転倒事故防止(旅客への注意喚起) ○ 滑らかな運転操作・指差呼称による安全運転の徹底 ○ 車内状況を把握した、的確な案内と正確な運転操作
3	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道内、標識確認厳守の徹底 ・車内事故の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指差呼称で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守 ○ 高齢者、子供、身体障害者に対する配慮及び発進反動・停止反動による事故の撲滅 ○ 適正な車間を保持した安全運転の実施

月別の目標、実施事項については、バス事業者が乗務員点呼時に注意喚起するとともに、弊社職員の添乗指導時には重点的に確認しています。

3 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の役割を明確にしています。

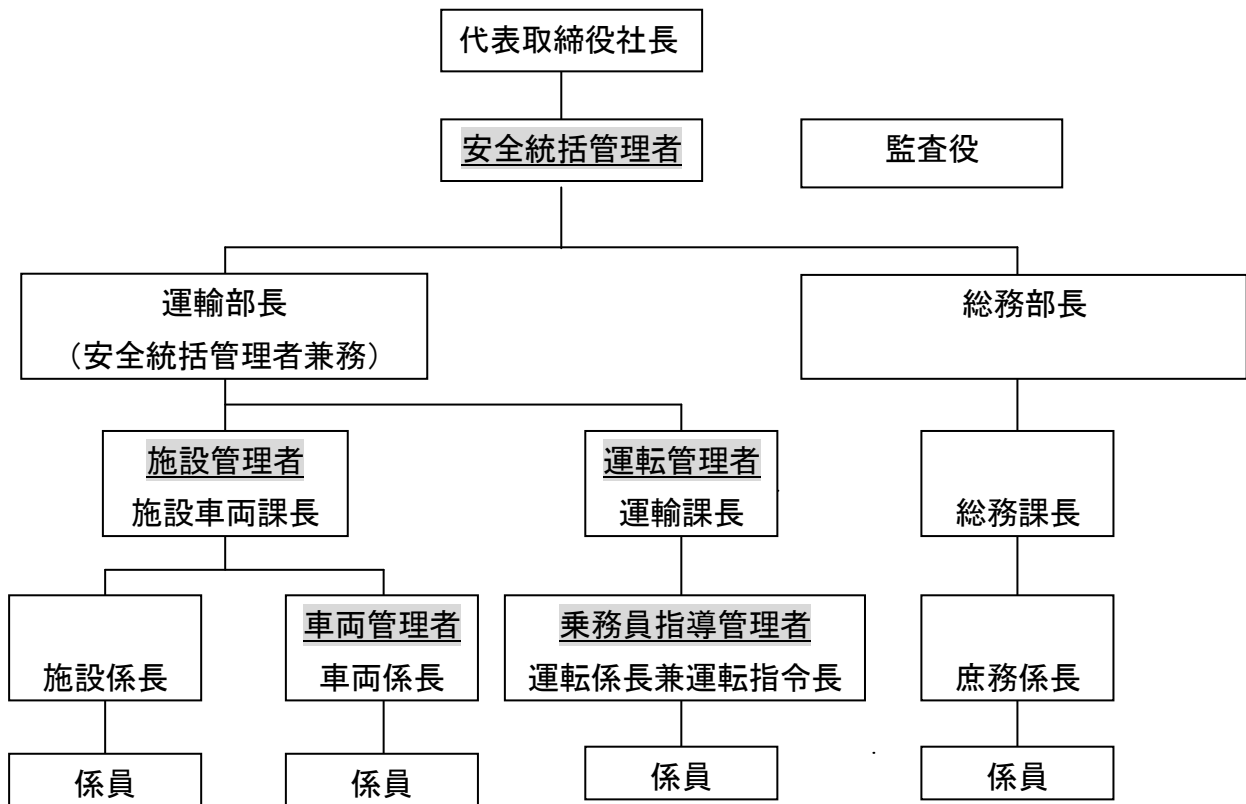


表-4

役 職	役 割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (運輸部長)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者 (運輸課長)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (運転係長兼運転指令長)	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する
施設管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、軌道施設に関する事項を統括する
車両管理者 (車両係長)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資・財務・要員に関する事項を統括する。
監査役	輸送の安全の確保状況の確認に関しては、監査役が業務監査において実施する。

4 事故等の発生状況と再発防止措置

平成29年度の事故等の発生状況

表-5

事故等の種類	件数
運転事故	0件
輸送障害	0(0)件
災害	0件
インシデント	0件

(注)事故等の種類は軌道法、省令等に定められた種類をさします。

運転事故：車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等をいいます。

輸送障害：車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたものをいいます。

※輸送障害の()内の数字は30分以上の遅延が生じた件数で内数です。

災害：地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害をいいます。

インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

5 行政指導等に対する措置の状況

平成29年11月22日に、国土交通省中部運輸局による「運輸安全マネジメント評価」を受けました。社員が一丸となって安全確保に取り組んでおり、見直し・改善がなされているとの評価をいただきました。

平成30年1月23日に、国土交通省中部運輸局による「業務監査」を受けました。業務監査での指摘事項はありませんでした。

6 安全確保のための措置

(1) 人材

日頃、職場内研修で安全教育に務めています。また、行政当局、(一社)日本民営鉄道協会、中部鉄道協会、(公財)鉄道総合技術研究所等の講習会、研修等に積極的に参加して情報収集、職員の質の向上に努めています。

① 無軌道電車運転免許取得教習

新たに8人の無軌条電車運転免許取得教習を行いました。平成30年3月末で、無軌条電車運転免許取得者は、計74名です。

また、新入社員が、この教習にオブザーバー参加するようにしました。



無軌条電車運転免許試験

② 集合研修

運行委託先事業所(大森営業所)に出向いて集合教育を8月28日から9月1日と1月25日から1月31日に全ての乗務員を対象に実施しました。

③ 駅設備、リフト研修

シャッター、火災報知機、照明設備並びに非常警報装置等の駅設備の取扱いや車両のリフトの取り扱いに関する研修を4月及び12月に指令員、駅務員を対象に実施しました。

④ 救命講習会

人工呼吸方法及びAEDの使用方法に関する研修を8月に全ての社員を対象に実施しました。



救命講習会

⑤ 運輸安全マネジメント研修

運輸安全マネジメントに関する下記の研修やセミナー等に積極的に参加しました。

表-6

研修、セミナー名	主催
運輸安全マネジメントセミナー	中部運輸局
運輸安全マネジメント研修内部監査員コース	中部鉄道協会
安全統括管理者会議(安統管フォーラム)	国土交通省
運輸事業の安全に関するシンポジウム	国土交通省

(2) 訓練

① 車両火災乗客避難訓練・地震時乗客避難誘導訓練

車両火災を想定した乗客避難訓練及び地震発生時における乗客の公共避難場所への誘導訓練を実施しました。



車両火災乗客避難訓練

② 運転指令員営業線運転訓練

緊急時に乗務員の代替を想定して、運転指令員が営業線を運転する訓練を実施しました。

③ エレベーター閉じ込め時の対応訓練

エレベーターの故障等により、お客さまの閉じ込めが発生した場合の対応を行う訓練を実施しました。



エレベーター閉じ込め時の対応訓練

(3) 安全のための設備

① 駅監視システムの更新

全駅におけるホーム等の状況を監視する駅監視システムの更新を行いました。



駅監視システム

② ホーム柵の改修

お客さまの利用数が多い、砂田橋駅下りホームのホーム柵を改修しました。



ホーム柵の改修

(4) 点呼状況・車両日常点検状況の視察

年末年始安全総点検実施中には、安全統括管理者等が、運行委託先事業所に出向き、点呼及び車両の出庫前点検等が確実に実施されているか視察を行いました。

また、定期的に運転管理者や乗務員指導管理者等が、早朝点呼状況等の視察を、係長以上の社員が、添乗指導を行いました。



点呼状況視察



車両日常点検状況視察

(5) 従業員との対話等

社長、役員による個人面談を6月～7月に社員全員に実施しました。また、社長、役員と各課との意見交換会を12月～3月に実施しました。

さらに、日々の会話などから意見を汲み取り、毎週開催の役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告などから意見交換し、業務に反映するように努めています。

7 お客様とのコミュニケーション等

(1) お客様からの意見

ナゴヤドームの野球ナイター終了時における乗客の案内整理の要望があったことから、ナゴヤドーム前矢田駅において多客時の安全確保のため、昨年度に続き警備員を配置し、案内整理を務めるようにしました。

また、ウォーキングイベントや開業記念イベント、見学会等の機会をとらえて、ご意見を伺い、対応に努めました。

(2) お客様への情報提供

公共交通機関へのテロ対策、防犯、障害者への声かけポスター等を各駅、管理センターに掲示し、お客様等への協力を要請しました。



掲示したテロ対策・防犯ポスター

(3) その他

(一社)日本民営鉄道協会の呼びかけによる「こども110番の駅」として、引き続き平成29年度も大曽根駅にステッカーを掲示して対応してまいりました。



大曽根駅の「こども110番の駅」ステッカー

輸送の安全確保には法令の遵守とともに自らも振り返り、一層の軌道事業の安全・信頼の向上に努めてまいります。

また、お客さまの声を“かたち”として反映し、さらなる輸送の安全の向上に役立てたいと思いますので、積極的なご意見をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

連絡先

名古屋ガイドウェイバス株式会社

〒463-0801

名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地

TEL(052)758-5620 FAX(052)758-5621

<http://www.guideway.co.jp/>